郵便入札の具体的説明

１．入札書記載方法

入札書は町が配布する様式、又は三郷町のホームページよりダウンロードした様式を使用し、次の事項にご注意ください。

(1)記載内容については、ボールペン等により、誤字脱字のないよう細心の注意を払ってください。

(2)入札金額を訂正された入札書は認められません。

(3)入札書には、届出印を押印してください。

(4)入札書の日付は、入札日（開札日）を記入してください。

※郵便局への差出日ではありませんので、ご注意ください。

２．郵便入札用封筒

封筒の記入方法は、封筒記載例を参照にしてください。

３．郵送方法

最寄りの郵便局の窓口に郵送用封筒を持参のうえ、下記により郵送手続きを行ってください。

①郵送方法（郵便ポストへの投函はできません。）

簡易書留又は一般書留郵便　※差出人（入札参加者）及び受取人（三郷町）において、郵便物（入札書）におけるトラブルを防ぐためこのサービスを利用ください。

②郵送の宛先

〒６３６－８５３５

三郷町勢野西１丁目１番１号

三郷町役場　総務部　まちづくり推進課　行

③開札日の前日（休日の場合は前日に繰り上げる。）までにまちづくり推進課へ到着したもののみ有効とします。

※郵送手続き後の「差出控え」は大切に保管してください。

４．公開制開札会

開札会は、公開して実施します。誰でも自由に傍聴することができます。ただし、会場の都合上、入場を制限する場合があります。なお、事業担当課の立会いは実施します。

５．くじによる落札者の決定

落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、翌日以降に当該者によるくじ引きを行い、落札者を決定します。なお、くじ引きを行う対象となる者が、欠席された場合は、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじ引きを行います。

６．入札の辞退

入札を辞退する場合は、開札日の前日までにまちづくり推進課に届くように、郵送又は持参のうえ「辞退届」を提出してください。なお、すでに郵便局より郵送した入札書については書き換え、引き換え又は取り消しすることはできません。ただし、例外的な措置としまして、当該入札の開札前に別の入札（三郷町以外のものを含む）を落札したため、配置すべき技術者（現場代理人を含む）がいなくなった場合は、当該入札への参加資格がなくなったものとして取り扱いするので遅滞なく、文書にて届け出てください。

７．入札結果（落札者への通知）

入札の結果、落札者には電話にて連絡します。契約書等の書類については、事業担当課と連絡を取り合っ

てください。なお、落札者以外の入札参加者は、翌日、庁舎２階の入札掲示板又は三郷町のホームページ上での入札結果をご覧ください。電話等での問合わせには、お答えいたしません。

８．無効となる入札

郵便入札を執行するにあたり、次の事項に該当する場合は無効となります。

①指定された郵送方法以外で入札書を提出した場合

・持参により提出されたもの（受け付けません。）

②郵便入札用封筒に指定された事項が記載されていない場合

・別添記載方法を参照してください

③郵便入札用封筒、入札書において、金額・氏名・印影又は重要な文字が誤脱し若しくは不明な場合

・鉛筆書きにて記載されている場合

・当該入札案件であると判断できないような重要な文字の誤脱のある場合

・他の入札案件であるとしか判断できないような重要な文字の誤脱のある場合

④封筒に記載された件名と同封の入札書に記載されている件名が異なる場合

⑤同一案件で、２以上の入札をした場合

・同一案件で２通以上の封筒が届いた場合

・ひとつの封筒に、２枚以上の入札書が入っていた場合

・ひとつの封筒に、２件以上の入札書が入っていた場合（２件とも無効とします。）

⑥入札書に記名押印のない場合

⑦入札金額が訂正されている場合

※入札金額の記載を誤った場合は、新たな用紙に記載してください。

※入札金額以外の事項について記載を誤った場合は、二重線にて訂正部分を消し、訂正のうえ届出印を押してください。（砂消しゴム、修正液等は使用しないでください。）

⑧工事内訳書の提出を求められた場合において、内訳書が同封されていない場合

⑨工事内訳書又は入札書に記載された金額が以下のような場合

・入札金額（税抜き）が予定価格（入札比較価格）を超えているもの

・入札金額（税抜き）と工事内訳書の金額が同一でない場合

⑩その他、あらかじめ指示された事項に違反した場合

（封筒記載例）

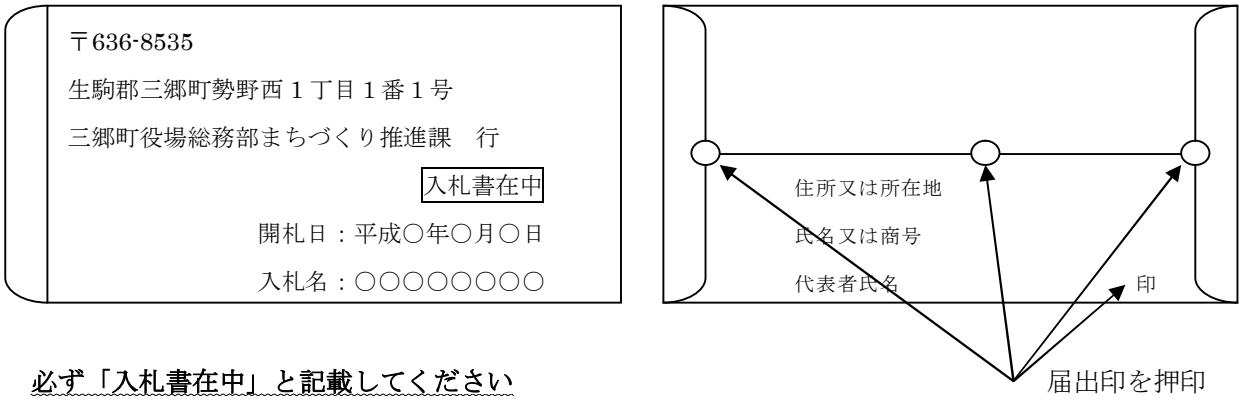

必ず「入札書在中」と記載してください

工事内訳書の提出を求められた場合は、同封してください。